個人情報保護審議会の運営について

１　会議の開催方法

　　令和４年度より、各部会はウェブ会議の方法による開催を行っている（ただし、口頭意見陳述は原則として参集により実施）が、今年度以降も引き続き同様の方法で行うこととしてよいか。

２　審議資料について

以下は、上記１においてウェブ会議の方法により開催することとした場合を前提として、資料の取扱いについて説明させていただく。（口頭意見陳述を実施する場合の資料の取扱いについては、実際に口頭意見陳述を行う際に改めてご説明させていただく。）

審議を迅速に行うために、審議資料は審議会事務局よりメール又は大容量ファイル送信サービスを利用して（パスワード設定）事前送付する。

また、審査請求に係る諮問審議については、「諮問書及び対象文書」を紙資料とし、レターパック等追跡できる方法により各委員に事前送付する。

送付した資料の取扱いについては、資料５－２「大阪市個人情報保護審議会に係る各種資料の送付について」のとおり。

※個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例第55条第５項の規定により、審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、職を退いた後も同様です。同項の規定に違反して秘密を洩らした場合は、罰則の規定があります（同条例第76条）。

３　審議会ペーパーレス化について（全体会における審議を除く）

市役所本庁舎で審議会を行う場合、原則紙資料の机上配付は行わない。ただし、対象文書が大量である場合などについては、紙資料も併用して審議を行う。